

開会の日 令和5年3月13日（月）  
場 所 委 員 会 室

◆出席委員（7人）

委員長	高 原	邦 子
副委員長	上ヶ吹	豊 孝
委員	葛 谷	寛 徳
委員	住 田	清 美
委員	澤	史 朗
委員	井 端	浩 二
委員	谷 口	敬 信

◆欠席委員（なし）

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	湯之下	明 宏
教育長	沖 畑	康 子
総務部長	谷 尻	孝 之
管財課長	砂 田	健 太 郎
総務部参事兼総務課長	洞 口	廣 之
管財課情報システム係長	松 井	洋 子
管財課指定管理係長	澤 田	充 弘
総務課長補佐兼行政係長	下 通	剛
総務課人事給与係長	田 中	裕 子
企画部長	森 田	雄 一 郎
総合政策課長	田 中	義 也
総合政策課政策企画係長	土 田	治 昭
市民福祉部長	藤 井	弘 史
市民福祉部次長兼総合福祉課長	都 竹	信 也
市民福祉部次長兼市民保健課長	渡 邊	康 智
地域生活安心支援センター長	中 切	智 子
地域包括ケア課長	佐 藤	博 文
地域包括ケア課高齢支援係長	竹 林	久 緒
市民保健課保険年金係長	廣 元	久 之
総合福祉課基幹相談支援係主査	中 谷	晃 太 郎
教育委員会事務局長	野 村	賢 一
生涯学習課長	古 田	善 尚
文化振興課長	大 上	雅 人
生涯学習課生涯学習係長	渡 邊	郁 絵
文化振興課文化担当係長	三 好	清 超

◆職務のため出席した  
事務局員

議会事務局長  
書記

岡 田 浩 和  
倉 坪 正 明

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第6号	飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例について
議案第7号	飛騨市選挙公報の発行に関する条例について
議案第8号	飛騨市職員の自己啓発等休業に関する条例について
議案第9号	飛騨市職員の配偶者同行休業に関する条例について
議案第10号	飛騨市公益的法人等への職員派遣条例及び飛騨市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
議案第11号	飛騨市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
議案第12号	飛騨市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例について
議案第13号	飛騨市自主放送施設条例について
議案第14号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
議案第15号	数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第16号	稲越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第17号	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第18号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第19号	北部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第20号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第21号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第22号	飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について
議案第23号	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について
議案第24号	指定管理者の指定について（飛騨市釜崎屋内ゲートボール場）
議案第25号	飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例について
議案第26号	財産の無償譲渡について（飛騨市東町コミュニティーセンター）
議案第27号	財産の無償貸付について（飛騨市東町コミュニティーセンター敷地）
議案第28号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
議案第29号	飛騨市ギフチョウ保護条例を廃止する条例について

( 開会 午後1時00分 )

## ◆開会

## ●委員長（高原邦子）

ただいまより第3回総務常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。会議録署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。当委員会に付託されました案件は、お手元に配付のとおりであります。

審査に入る前にお願いいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けてから、マイクを使い自己の名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

次に理事者側の説明において議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁をする場合は委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。以上、ご協力をお願いいたします。

## ◆1. 付託案件審査

議案第6号 飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例について

## ●委員長（高原邦子）

それでは、議案第6号、飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この委員長を呼ぶ声の表記は省略する。

## ●委員長（高原邦子）

谷尻総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

## □総務部長（谷尻孝之）

それでは、議案第6号、飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

6ページの要旨を御覧いただきたいと思います。まず、提案の理由でございます。飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙において任意選挙公営制度を導入するための制定となります。

次に制定改廃の根拠でございます。公職選挙法の各条項の規定に基づきまして制定するものでございます。

次に条例の概要になります。まず、1の制定の趣旨でございますが、選挙の公正を確保するとともに、立候補に係る負担軽減を図ることで、立候補しやすい環境を整備することを目的とし、候補者の選挙運動に必要な費用の一部を公費で負担するために制定するものでございます。次に制定の主な内容でございます。（1）公営の種類としまして、飛騨市議会議員及び飛騨市長選挙における候補者は、条例で定める金額の範囲で、無料で選挙運動用自動車を使用し、または、選挙運動用ビラ、もしくは選挙運動用ポスターを作成することができることを規定しております。次に、契約の届出としまして、公費負担の適用を受けようとする候補者は、各事業者等と事前に有償契約を締結し、その旨を選挙管理委員会に届出しなければならないことを規定します。最後

に（3）公費の支払いとして選挙運動用自動車を使用し、または選挙運動用ビラ、もしくは、選挙運動用ポスターを作成した場合の公費負担額を規定しているところでございます。

次に市民への影響等では、立候補する者にとりましては有利な制定となります。

最後に施行日ですけれども、令和5年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（住田清美）

この件に関しましては、プロセスとして議会のほうから、市長のほうに要望といいますか、お願いをして、そして選挙管理委員会に諮られたということなんですが、選挙管理委員会のほうでは特にご意見等はございませんでしたでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

特にご意見等はいただきませんでした。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（葛谷寛徳）

公費の支払いは、どのような取扱いで支払われるのでしょうか。

□総務課長補佐兼行政係長（下通剛）

公費の取扱いにつきましてですが、簡単に申し上げますと、事前に候補者の方々から申請をいただく。それを選挙管理委員会のほうで審査しまして、認めた場合に確認書的なものをお渡しする形になるわけです。その確認書を候補者側のほうで自動車の契約先、それから燃料の契約先、それから印刷業者等にお渡しいただく。そうした後に直接各業者から市のほうに請求が出されて、市から直接公費をお支払いするというのが基本的な流れになりますのでお願いいたします。

○委員（澤史朗）

今の関連なんですけれども、選挙期間というのは、一週間と決まっておりますけれども、そういった契約は事前に行いますよね。そういったときの、いわゆる契約日等というのが、ちょっと細かいんですけども、当然、選挙期間より前の契約日になろうかと思うんですけども、その辺の扱いはどのようになるのでしょうか。

□総務課長補佐兼行政係長（下通剛）

議員おっしゃるとおり当然、準備期間が必要になりますので、選挙運動に備えての例えば印刷ですとか、そういったことが必要になりますので、基本的には、まず、選挙が始まる前に説明会というものを開催させていただきます。そこで制度の概要等についても説明させていただきますので、おおよそはその後の契約になろうかと思えます。そこから選挙執行前までの部分であれば、当然に対象になろうかというところがございます。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。ないでしょうか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

ないでしょうか。説明会はどのくらい前にやられるんですか。

□総務課長補佐兼行政係長 (下通剛)

これまでの例によりますと、大体2月に行われる選挙だとしますと、前年の12月中の開催が、大体これまでの恒例となっておりますのでお願いいたします。

●委員長 (高原邦子)

ほかにごございませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

それでは、質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第7号 飛騨市選挙公報の発行に関する条例について

●委員長 (高原邦子)

次に議案第7号、飛騨市選挙公報の発行に関する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

□総務部長 (谷尻孝之)

それでは、議案第7号、飛騨市選挙公報の発行に関する条例につきましてご説明申し上げます。

4ページの要旨を御覧いただきたいと思っております。まず、提案理由でございますが、飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙におきまして、選挙公報を発行するための制定となります。

次に制定改廃の根拠でございますが、公職選挙法第172条の2の規定に基づき制定するものでございます。

次に条例の概要となります。まず1の制定の趣旨でございますが、飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙において有権者が候補者に関する情報を知る機会を確保するため、候補者の氏名、写真、政見等を掲載した文書、選挙公報を発行するために制定するものでございます。次に制定の主な内容でございます。1. 選挙公報の発行及び配布として飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙が行われるときに、選挙ごとに選挙公報を1回発行し、選挙期日の2日前までに配布することを規定します。次に2番目、掲載の申請として候補者が選挙公報に掲載を希望する場合は、選挙管理委員会の指定する日時までに文書で申請することを規定するとともに、掲載禁止事項を規定するも

のでございます。最後に3番目の発行の中止としまして、無投票及び天災その他避けることのできない事項、その他、特別な事情があるときの発行中止につきまして規定するものでございます。

次に市民への影響等では、選挙公報の発行、配布によって候補者にとっては、自らの政見等を有権者に知らしめる機会が拡充。有権者にとっては、候補者情報を知る機会が拡充されることとなります。

最後に施行日ですけれども、令和5年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（葛谷寛徳）

この公報の大きさというか、1人当たりの面積はどのぐらいの程度になるんですか。

□総務課長補佐兼行政係長（下通剛）

今ほど選挙管理委員会のほうで想定しております大きさになりますが、まず市議会議員選挙のほうですが、縦9センチメートル、横13.5センチメートル。続いて市長選挙のほうですが、縦11センチメートル、横に25.5センチメートル。こうした大きさを現在想定して準備を進めているところでございます。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（住田清美）

発行につきましては、選挙期日の2日前までということなんですが、最近、期日前投票が多くて、早く知りたいという方もいらっしゃるんですが、これより先に出るということも可能性としてはあるのでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務課長補佐兼行政係長（下通剛）

最悪2日前までに配布しなければならないということですので、準備ができ次第お届けすることを想定しております。

ただ、仕組み上、届け出日以降でないと印刷に入れられないものですから。中にはぎりぎりになるところもあるかもしれませんが、そこはご理解をいただきたいところでございます。

○委員（澤史朗）

今の発行についてですけれども、今の説明ですと紙媒体での公報ということになるんですけれども、その発行の方法というのは、紙に限られているということですか。例えば、ネット上で、ホームページ上で出すとか、そういったことというのはあるのでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務課長補佐兼行政係長（下通剛）

今ほどおっしゃった件ですが、紙媒体は当然配布するとしまして、電子のほう、データにつきましても、ホームページのほうでは公開をしていく予定でございます。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませつか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませつか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませつか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第8号 飛騨市職員の自己啓発等休業に関する条例について

●委員長（高原邦子）

次に、議案第8号、飛騨市職員の自己啓発等休業に関する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、議案第8号、飛騨市職員の自己啓発等休業に関する条例につきましてご説明申し上げます。

5ページの要旨を御覧願います。まず、提案の理由でございます。地方公務員法の規定に基づく自己啓発等休業制度を導入するための制定となります。

次に制定改廃の根拠でございますが、地方公務員法第26条の5の規定に基づきまして職員の自己啓発等休業制度を導入するため制定するものでございます。

次に条例の概要となります。まず1の制定の背景等ですが、公務を取り巻く社会環境の変化に対応できるよう、職員が自発性や自主性を生かした幅広い能力開発や国際協力の機会を確保できるよう自己啓発等休業制度を導入するために制定するものでございます。次に制定の主な内容です。自己啓発等休業の承認として任命権者は、職員が申請した場合において公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、自己啓発等休業を承認することができる旨を規定しているものでございます。次に2番目の自己啓発等休業の期間でございますが、自己啓発等休業の期間を区分に応じて規定します。まず1番の大学等課程の履修のための休業でございますが、2年間、最大3年。それから2番目の国際貢献活動のための休業につきましては3年というようなことでございます。最後に職務復帰後の号給の調整でございますが、自己啓発等休業した職員が職務に復帰した場合、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内で調整することができる旨を規定するものでございます。

次に市民への影響等は特にありません。

最後に施行日ですけども、公布の日となります。

以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

休業した場合、例えば大学とかへ行った場合に多分これは無給になると思うんですが、アルバイト等は可能なのでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

ご指摘のとおり休業期間中は法的に無給、給与が給付されないこととなります。その際のアルバイトですけれども、公務員の原則であります営利企業への従事制限というものがございまして、従事することを許可すれば、アルバイト等をできるということでもあります。この件に関しましては、国のほうでは法律は大分前に改正されて施行されておまして、その際に人事院から一定の基準が示されております。やはり学務、例えば大学院へ行くとなると、その大学で勉強するために、これに影響を及ぼす場合とか、休業期間中の生活費を超えるような範囲、こういったものは認められないというような指針が出ておりますので、適宜その都度判断して、申請があった場合には許可の是非を判断することになります。

○委員（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。もう1点、職員1人に対して何回も可能なのか。あと年齢制限はあるのかお聞かせください。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

年齢制限等は特に設けません。やはり書いていますように、このことがその職員の職務に公務上有益であるかどうかということをもって休業許可をするということになりますから、例えば、同じ職員が2回以上したら駄目だとかという明文はありませんけれども、そこに関して本当にそれが必要なかどうかということは都度判断いたします。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（住田清美）

今までこういった申請が欲しかったなと思っていらっしゃる、該当されるような職員はいなかったのでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

これまでこういったケースをお聞きしたことはございませんが、来年度に向けてこの制度を活用したいという職員がいることは承知しております。



●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたしたいと思います。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第9号 飛騨市職員の配偶者同行休業に関する条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第9号、飛騨市職員の配偶者同行休業に関する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、議案第9号、飛騨市職員の配偶者同行休業に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

5ページの要旨をお願いいたします。まず、提案の理由でございますが、地方公務員法の規定に基づく配偶者同行休業制度を導入するための制定となります。

次に制定改廃の根拠でございますが、地方公務員法第26条の6の規定に基づきまして職員の配偶者同行休業制度を導入するため制定するものでございます。

次に条例の概要でございます。まず、1の制定の背景等でございますが、個々の事情やニーズに応じて、職員が継続的に勤務できるような選択肢を拡充するとともに、仕事と家庭生活の両立支援の方策として配偶者同行休業制度を導入するために制定するものでございます。次に制定の主な内容でございます。（1）配偶者同行休業の承認として任命権者は職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績、その他の事情を考慮した上で配偶者同行休業を承認することができる旨を規定しているところでございます。次に（2）配偶者同行休業の期間でございます。配偶者同行休業が取得できる期間を3年と規定するところでございます。次に（3）休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由としまして、①外国での勤務、②外国における事業経営、その他、個人が業として行う活動、③外国への大学の就学と規定します。最後に職務復帰後の号給の調整でございますが、配偶者同行休業した職員が職務に復帰した場合に、他の職員との均衡上必要が認められる範囲内で調整することができる旨を規定するところでございます。

次に市民への影響等は特にございません。

最後に施行日は公布の日となります。

以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（井端浩二）

ちょっと確認させてください。休業の対象となる配偶者の外国滞在ということで、外国での勤務や外国での大学ということになるんですが、外国でのことでしかできないのか、その辺を確認させてください。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

外国へ渡航した場合ということになります。

●委員長（高原邦子）

ほかにありますか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

先ほどの議案第8号と違って、今度は個人的な家庭の事情だと思うんですが、例えば今これに書いてあるように3年間海外へ同行して帰ってきた場合、自己啓発と違って、もうまるっきり違うんですけど、そのときに職務に復帰した場合、他の職員との均衡を見ながら、例えば昇給するとか下がるとか分かりませんが。

例えば、同期入社で同じ職場にいて、Aさんはずっとその職場で3年間地道に仕事をしたと。Bさんは海外へ行って帰ってきたと。3年間市役所にとっては何も利益がないと思うんですが、その均衡を見ながらというのは、どういった意味合いで考えられているんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

ただいまの議員のご指摘のとおり均衡というのは何も同じ額という意味ではありません。経験年数といったことで、実際にその職務に従事している期間ということがありますから、そういった点を勘案して調整するというところでございます。

○委員（上ヶ吹豊孝）

すみません、もう1つ。これは最長で3年という理解でいいと思うんですが、当然、出張へ行く前に、1年とか、2年とか、3年ということで、マックス3年だと思うんですが、例えば、配偶者が延長になった場合も3年で帰ってくるという理解でよろしいんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

はい、そのとおりでございます。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決したいと思います。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第10号 飛騨市公益的法人等への職員派遣条例及び飛騨市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第10号、飛騨市公益的法人等への職員派遣条例及び飛騨市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、議案第10号、飛騨市公益的法人等への職員派遣条例及び飛騨市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

5ページの要旨を御覧ください。まず、提案理由でございます。任期付職員を派遣することができるよう定めるための改正となります。

次に制定改廃の根拠等でございますが、市独自の改正となります。

次に条例の概要となります。まず1の改正の趣旨でございますが、社会福祉連携推進法人の設立及び運営開始に向けた全面的支援のため市から当該法人に対し、専門的な知識・技能を有する一般任期付職員を派遣することができるよう定めるための改正を行うものでございます。次に改正の主な内容でございます。第1条の飛騨市公益的法人への職員派遣条例の一部改正では、これまで法律の規定に基づき当該条例で定めることにより、（1）公益的法人に派遣することができる職員及び、（2）特定法人の業務に従事するために退職した者のうち採用することができる職員から除かれていた任期を定めて任用される職員について、その除外規定を削除することで派遣等することができるように改正するものでございます。公益法人等に派遣することができる職員と、特定法人の業務に従事するために退職した者のうち採用することができる職員ということでございます。第2条の飛騨市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正では、先ほどの第1条による条例の改正に伴い、当該一部改正条例において規定していました「任期を定めて任用される職員」の読替規定が不要となることから当該規定を削除するものです。

少し分かりづらい説明となりましたが、改正の趣旨でも説明しましたとおり今まで任期付職員は外部の公益的法人等に派遣できませんでしたが、それを派遣できるように改正するものでございます。

次に市民への影響等は特にありません。

最後に施行日でございますが、第1条に改正するものにつきましては、令和5年4月1日、第2条による改正につきましては公布の日となります。

以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（澤史朗）

今回、任期付職員の方を派遣できるようにという改正ですけれども、従来の条例では、そこが駄目だったということですけども、もともと駄目だった理由というのはどういうことなのでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

この条例の根拠となります法律がございます。公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律という法律がございます。この法律は平成12年にできた法律ですけども、その際に総務省のほうからこれの運用についてという通知がなされておりました。ここに明確に任期付は駄目だということは書いてないんですけども、その運用の中では臨時的な任用の職員については、やっぱり適当ではないというような通知がなされておりました。これを受けて任期付職員というのは、一定の期間を区切った職員でありますので、そのため除かれていたのではないかとということで推察をしております。

ただ、今回、このような事例があって本当にこれが法的にどうなのかということをおちょっと調べてみました。法的には一切ここに任期付職員を派遣してはいけないということは明文化されておらず、各自治体の条例で定めるということになっております。この際、ほかの自治体を調べてみたくんですが、例えば東京都の条例ですと、任期付任用職員は除かない。はっきり明文として、要するに派遣できるということを書いておられますし、名古屋市の条例では今回、私どもが修正する案と同じでして、任期付任用職員を除くというようなことも一切ないという中で、やはり自治体によって取扱いがまちまちでございました。ということで、今回、これは法に触れるようなことではないという判断の下、この改正をしたいということでございます。

○委員（澤史朗）

今回このようにして改正するというので、今後もこのまま改正した条例というのは、生きていくということよろしいでしょうか。

□総務部参事兼総務課長（洞口廣之）

そのとおりでございます。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第11号 飛騨市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について

●委員長 (高原邦子)

次に議案第11号、飛騨市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてを議題いたします。

説明を求めます。

□総務部長 (谷尻孝之)

それでは、議案第11号、飛騨市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてご説明申し上げます。

8ページの要旨を御覧願います。まず、提案理由でございます。情報通信技術を利用する手続き等を定めるための制定となります。

次に制定改廃の根拠等でございます。情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、第13条第1項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を利用する方法により行政手続き等を行うために必要となる事項を定めるため制定するものでございます。

次に条例の概要でございます。制定の趣旨としましては、国では法令により、行政手続きを書面等で行うことが定められている場合であっても、その法令を個別に改正することなく、行政手続きをオンライン化することができる根拠法令として、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律を定めているところでございます。また、同法では地方公共団体に対しまして、条例等に基づく手続きについて情報通信技術を利用する方法によって行うことができるよう必要な施策を講ずることを求めているところでございます。この趣旨を踏まえて、市民の利便性の向上と行政運営の簡素化及び効率化を図るため、本市の行政手続きにおいてもオンライン化を可能とできるよう必要な事項を定めるものでございます。次に制定の主な内容でございます。まず、(1)としまして手続き等のオンライン規定として、個別の条例等で書面等により行うこととされている場合であっても、本条例によりオンラインによる手続きができるよう規定するものでございます。次に(2)署名等の代替規定として個別の条例等で署名等を行うことが規定されている場合でも、マイナンバーカードの利用等をもって変えることができるよう規定するものでございます。

次に（３）手数料等のオンライン納付を可能とするため、個別の条例等で手数料の納付方法が規定されている場合でも、オンラインにより納付することができるよう規定するものでございます。次に（４）適用除外規定として、次の手続き等は本条例の適用除外といたします。①申請等に係る事項に虚偽がないか対面により確認する必要があるもの、②許可証、その他の処分通知等の書面等を事業所に備え付ける必要があるもの、③他の条例等によりオンラインによる方法が可能であるもの。最後に添付書面等の省略規定でございますが、申請等に関し、個別の条例等で書面等を添付することが規定されている場合に、マイナンバーカード利用などで確認すべき情報を入手できる場合は添付書類を省略できるよう規定するものでございます。

市民等への影響でございます。行政手続き等のオンライン化によりまして、市役所等への来訪が不要となり、市民等への利便性が向上するものでございます。参考としましてオンライン化が可能となるような手続きの例でございますが、例えば子育て・介護関連の手続きであるとか、児童扶養手当関連手続き、保育所入所の関連手続きを想定しているところでございます。

最後に施行日でございますが、令和5年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりました。部長にお伺いいたします。条例の概要のところでは制定の趣旨、国では法令によりというふうには書いてあるんですが、法律と読まれたんですけど、法令でよろしいですか。それとも法律なのでしょう。

□総務部長（谷尻孝之）

申し訳ございません。法令でお願いいたします。

●委員長（高原邦子）

それでは、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

参考までに3つ、子育て、児童、保育とありますが、このほかにまだできるものがあるのか。もう近々やろうとしているものがあればお知らせください。

□管財課長（砂田健太郎）

これ以外にもできるものについては各部署のほうでどんどん追加をしていくということ考えております。

それで、令和5年度の予算のほうで新たに導入するアプリケーションを使って職員のほうで開発して、それをもって受付ができるような体制を取っていくということでございますので、4月1日からこういったものがどんどんできていくという状況には、現在ないんですけども、それを推進していく体制を令和5年度から取っていくということでございます。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（澤史朗）

こういったオンライン化で、自宅で申請ができるという形になろうかと思うんですけども、この中で何か所か今の要旨の説明の中であったんですけども。マイナンバーカードの利用等を持って替えることができるということで、これはマイナンバーカードありきということでしょう

か。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□管財課長（砂田健太郎）

マイナンバーカードによる厳格な本人確認が必要な申請の場合は、そういったことになりませうけれども、そういったものが必要のない申請、厳格な個人確認の必要がないものにつきましては、そういったものなしでできるものもございます。

現状、マイナンバーカードによる本人確認ということが、使える仕組みとして想定されますので記載をしておりますが、今後、新たに本人確認の手法として、技術的にどういうものが出てくるか分かりませんが、例えば虹彩認証とかそういったものもいろいろありますけれども、そういったものが出てくれば、またそういったものを追加するようなことが、この条例で対応していくということで、マイナンバーカードのみを限定するという意図ではございません。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか、いいですか。

○委員（井端浩二）

適用除外規定の①ですが、申請に関わる事項の虚偽がないかどうか対面により確認する必要があるというもので、どんなものかちょっと思い浮かばないので、どんなことなのかと思ってお知らせください。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□管財課長（砂田健太郎）

例えばですけれども、ご本人さんがその制度を使うこと自体が、本当にそういう意思があるのかどうかを確認するような必要があるもの。例えば、家族の方が本人の意思に反した申請をするというようなことも考えられる場合もあるかと思っておりますので、そういったことを確認するために、本人さんに対面でお話をさせていただく機会を設ける必要があるものなどがあるかと思っております。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか、いいですか、想像つきますか。

○委員（住田清美）

先ほどマイナンバーカードの提示については、本人確認がというようなことがあったんですが、例えば、ここの市民への影響のところを参考とかと書いてあるんですけど、児童扶養手当にしても、子育ての児童手当にしても、保育所入所関連にしても所得情報が必ずついてくると思うんですが、これはマイナンバーにひもづけられている所得情報を使うということなのでしょうか。

□管財課長（砂田健太郎）

マイナンバーカードのほうで確認をしますのは、マイナンバーカードに納められています情報のみでございますので、それらにひもづいて確認する事項については、本人の同意という点で同意されたものについて市役所内のほうの権限で確認できるものはそれでさせていただくこととなりますので、マイナンバーカードで所得情報が確認できるということではございませんので。

○委員（住田清美）

では、本人がマイナンバーカードにひもづいている所得を確認してもいいよという同意が取れば、そこで添付書類はなくて使うことができるということですね。

□管財課長（砂田健太郎）

そのとおりでございます。

○委員（住田清美）

では、今はオンラインですけど、オンライン環境がない方については従前の申請書に書いて、また所得証明を持って行ったり、源泉徴収票を持って行ったりするような手続きも、そのままあるということなんですよ。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□管財課長（砂田健太郎）

オンラインのみの受付に限るといような対応を取るということは、市の方針としてそういう考え方は持たないようというふうでありますので、オンラインができない方への対応ということは、窓口は必ず残すということで、そういう取組でまいりたいと思います。

●委員長（高原邦子）

よろしいでしょうか。ほかには、澤委員よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結し、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決したいと思います。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第12号 飛騨市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第12号、飛騨市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、議案第12号、飛騨市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。



6 ページの要旨をお願いいたします。まず、提案の理由でございますが、民間事業者が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する事項を定めるための制定となります。

次に制定改廃の根拠でございますけども、民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律、第7条第1項の規定に基づき、民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用を推進するために必要な事項を定めるために制定します。

次に条例の概要となります。まず制定の趣旨でございますけども、先ほどと同様でございますので、省略させていただきます。このことから先ほどの飛騨市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定と併せまして、さらなる行政手続きのオンライン化を促進するため、民間事業者等における書面の保存等について情報通信の技術を利用して行うことができるよう必要な事項を定めるものでございます。次に制定の主な内容でございます。(1) 電磁的記録による保存として民間事業者等は、個別の条例等で書面等により保全することとされている場合であっても、電磁的記録により行うことができるよう規定するものでございます。次に(2) 電磁的記録による作成として民間事業者等は、個別の条例等で書面等により作成することとされている場合であっても、電磁的記録により行うことができるよう規定するものでございます。次に(3) 電磁的記録による交付等として民間事業者等は、個別の条例等で書面等により交付等を行うこととされている場合であっても、電磁的記録により行うことができるよう規定するものでございます。

次に市民への影響等ですが、今後、市が飛騨市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の規定に基づき、行政手続きのオンライン化を進める上で当該条例制定は必要であり、この条例により民間事業者等が行う書面等の保存等についてもオンライン化が可能となり、民間事業者等の負担が軽減されます。

最後に施行日でございますが、令和5年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

少し教えてください。この電磁的保存というのは、そもそもメディアを、USBとかそういった意味なのか、これはあまり聞かない名前なので、そもそもこの電磁的というのは何なのでしょう。

□管財課長（砂田健太郎）

電磁的記録という表現につきましては、例えば、その電子での申請をする場合にウェブ上で入力するという情報も当たりますし、例えば、これまでのメディアとして使われてきておりましたフロッピー、CD、USBメモリー、こういったものの保存ということも該当いたしますし、要は紙の申請書以外の形式で申請書類を作成するという場合に包括的に表現したというふうに解釈していただければ結構かと思えます。

○委員（上ヶ吹豊孝）

言われたことは分かったんですが、結局、事業者の方が、例えば、民間事業者が、市役所の条例とかを自分の会社において作業されるという理解なのか、市役所に来て条例等をそこでダウンロ

ードして、何か保存。ちょっと仕事のプロセスがよく分からないので、少し分かるようにお願いします。

□管財課長（砂田健太郎）

先ほどの条例のほうでオンラインで申請ができるようになった場合に事業者のほうとしては、申請書とそれに附随する添付書類のようなものを作成されるわけですが、そちらのほうの保存について書面で作成するという規定があるものについて、紙で保存するというふうにとられてしまいますと、事業者側はせっかくオンラインで申請をしても紙に印刷して保存する必要が出てしまうということになります。それを電子で作ったものをそのままハードディスクなりの中で保存しておいていただくということで、紙に出力することなく取り扱うことができるという、そういうために規定をするということでもあります。

ですので、市のほうの体制のみではなく、事業者側のほうの保存方法についても電子での保存を可能にすることで初めて、両輪として回っていくということでございます。

●委員長（高原邦子）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第13号 飛騨市自主放送施設条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第13号、飛騨市自主放送施設条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、議案第13号、飛騨市自主放送施設条例についてご説明いたします。

5ページの要旨を御覧ください。まず、提案理由でございますが、飛騨市ケーブルテレビ情報施設を廃止し、飛騨市自主放送施設を設置するための制定となります。

次に制定改廃の根拠でございますが、市独自の制定となります。

次に条例の概要でございます。まず、制定の背景及び趣旨としまして、市では合併時より飛騨市ケーブルテレビ情報施設を運営してまいりましたが、飛騨市ケーブルテレビ再整備事業により、

事業の民間譲渡を推進し、令和5年3月末をもって事業が完了する見込みとなります。このため飛騨市ケーブルテレビ情報施設条例を廃止するとともに、今後、市が直営により放送業務、いわゆる自主放送ですが、を行う上で必要となります飛騨市自主放送施設の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるため本条例を制定します。次に制定の主な内容でございます。まず、(1)自主放送として行う業務内容を次のとおり規定します。①市の公示事項及び広報事項の伝達でございます。②官公署、公共団体等の公示事項及び広報事項の伝達となります。③生産、消費、生活、経済など、各種情報の提供となります。④非常災害、その他緊急事項の通報及び連絡となります。⑤その他市長が必要と認めた広報及び伝達の業務となります。次に(2)自主放送を行うための放送場設置位置を次のとおり規定します。放送所の場所としまして飛騨市古川町本町2番22号、飛騨市役所内ということになります。次に(3)放送番組に関する審議等を行うため、自主放送番組審議会の設置について規定するところでございます。次に(4)市民等が自主放送を依頼する際の使用料を規定するものでございます。使用料の金額でございますが、1日1原稿、30秒以内、550円ということでございます。市民以外及び市外事業所の場合は、上記金額の3倍とするところでございます。

次に市民等への影響でございますが、飛騨市ケーブルテレビ再整備事業により、従前の飛騨市ケーブルテレビ情報施設加入者の民間サービスへの移行手続きは完了しているところでございます。自主放送使用料は従前の金額と同額であるため、当該条例の制定による市民への影響はありません。

最後に施行日でございますが、令和5年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（住田清美）

このケーブルテレビにおける自主放送の分野というのは直営で行うということで、今後、今までと何ら変わりがないという解釈でよろしいでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□管財課長（砂田健太郎）

現在も放送の内容につきましては、市のほうで直営で行っておりまして、放送の内容の所管につきましては、企画部の総合政策課のほうで広報係のほうで所管をして実施をしております。4月以降もその体制については変わりなく行うということでございます。

○委員（澤史朗）

この条例の中の第6条ですか、いわゆる審議会の組織というところですけども。従来の今までの条例の中にもこの審議会というものがあつたかと思うんですけども、今後は、ここには書いてありますけれども、どんなメンバーというか、想定されるメンバー。そして、これはどれくらいの頻度でこれが行われていくのか、お願いします。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

## □管財課長（砂田健太郎）

これは現在までも開催されてきておりまして、開催の頻度としましては年に1回開催をされてきております。

メンバーとしましては、市内の旧各地域から1人ずつの委員の方をお願いしております。基本的には市民の方に委員になっていただくということで開催をしております。

こちらの審議会の開催頻度とか、メンバーの方については引き続き同じ方で、任期について継続の方もありますので、そういった方については引き続き。任期を切られる方については、更新という方もあるかと思えますけれども、そういった形になろうかと思えます。

実際の所管につきましては、先ほども申しましたけれども企画部の総合政策課のほうで現在対応しておりますので、同じ形で運用してまいります。

## ○委員（澤史朗）

今、年1回ということですが、この市の広報を兼ねたような自主放送というのは特別問題ないと思えますけれども、いわゆる民間の広告等も静止画面であったりしますよね。そういったところというのは、多分、放送される前の審議会ではなくて、年1回ですから、こういうものがありましたというような形で審議される。今までは特別適さないものがなかったかと思うんですけれども、今後、そういったものの申請があって、これを流してくださいよというようなものが出てきた場合には、この審議会は年1回ではなくて、その都度開いていくということによろしいでしょうか。

## ●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

## □管財課長（砂田健太郎）

これまでの審議会の中で審議していただいた内容としましては、コミュニティーチャンネルのほうで、毎月、市の行事などを撮影したものを流すというものを制作して流しておりますけれども、そういったものでありますとか、市のほうで作成した動画、そちらのほうの放送内容についての審議というものが主でございます。

それで、広告に当たるものの内容につきましては、その部分については、市のほうとして適す、適さないという判断をすればよいものというふうに思っておりますので、これまでも広告の内容についての審議をしていただいているということでございますので、その制作する番組の方向性であるとか、もっと地域のイベントを流してほしいとかというようなご意見をいただいたこともございますけれども、そういったことについてご意見をいただいているというのが審議会の内容でございます。

## ●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑し、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

## ◆議案第14号 飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について

## ●委員長（高原邦子）

次に議案第14号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

## □総務部長（谷尻孝之）

それでは、議案第14号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

5ページの要旨を御覧ください。まず、提案の理由でございます。飛騨市河合森林総合利用施設の廃止に伴う改正となります。

次に制定改廃の根拠でございますが、市独自の改正となります。

次に条例の概要でございます。まず、改正の趣旨としまして、飛騨市河合森林総合利用施設Y u・Meハウスの運営につきましては、以前より赤字が続いておりましたが、コロナ禍による利用者数減少が追い打ちとなりまして、一層の収支の悪化ということになっているところでございます。指定管理者におきましては、他の指定管理施設との包括的経営により運営を続けてきましたが、コロナ禍の収束が見通せない中で、宿泊や宴会の需要をホテル季古里ややまびこ館へ集中させ、難局を乗り切りたいとの考え方から指定期間短縮の協議を市に申し入れ、令和4年4月から休館しているところでございます。このような経緯を踏まえつつ当該施設の役割、耐用年数経過による老朽化等を勘案した結果、観光施設としての役目を終えたものと判断し、公の施設から普通財産へと変更するため、当該条例から削除するものでございます。

次に市民への影響等でございますが、これまでと同程度の利用でありましたら、周辺類似施設、いわゆるここで言うところだとホテル季古里ややまびこ館でございますが、において受入れが可能であり、利用者への影響はございません。

最後に施行日でございますが、令和5年4月1日となります。

なお、今回の改正によりまして、Y u・Meハウスは行政財産から普通財産へ移行いたします。今後の施設の取り扱いにつきましては、地元有志より地域振興策に活用したいとの申し出がありましたので、現在、河合振興事務所を中心に今後、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

## ●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（澤史朗）

最後の説明にありました地元有志の方から今後、振興策として活用したいということですが、これは無償譲渡だとか、無償貸与だとか、そういったことが考えられると思いますけれども、具体的な内容が決まっていないかとは思いますが、その辺はどのような譲渡なのか、貸与なのか。その辺はどのようなお考えでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□管財課長（砂田健太郎）

このY u・M eハウス施設のほうの敷地については、借地でございます。建物が市有でございますけれども、建物だけ譲渡ということもちょっと借地である関係上難しいと思いますので、譲渡ということは考えにくいのではないかなというふうに考えております。

どういった形で活用していただくかについては、無償貸与という手法もありますし、市のほうのソフト事業としてここを使ってやってくださいというようなやり方もあると思いますし、その手法については現在検討中でございますけれども、譲渡という点だけはないというふうに考えております。

●委員長（高原邦子）

よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

ここで職員入れ替えのため暫時休憩といたします。再開を午後2時10分といたします。

（ 休憩 午後2時02分 再開 午後2時10分 ）

## ◆再開

## ●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第15号 数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
から

議案第20号 山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

## ●委員長（高原邦子）

次に議案第15号、数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてから議案第20号、山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまでの6案件を会議規則第96条の規定により一括して議題といたします。

説明を求めます。

## □企画部長（森田雄一郎）

議案第15号から議案第20号までについて一括でご説明をいたします。本6議案につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律、いわゆる辺地法と呼ばれておりますけれども、その規定によりまして、市としての総合整備計画を策定するものでございます。総務省へ最終的には提出することとなりますが、それに先立ちまして市町村議会での議決を経ることとされております。なお、既に県知事協議は終了し、全ての計画について異議のない旨の回答を得ております。

今回の計画は、現在の計画が今年度で終了することに伴い、令和5年度から令和9年度までの5年間について策定するものです。計画の対象地域は、数河、稲越、元田、坂下、北部、山之村の6地域でございます。ご承知の委員の方もいらっしゃるかと存じますが、改めまして辺地について簡潔にご説明させていただきます。

辺地というのは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、ほかの地域に比して住民の生活文化水準が低い山間地、離島、その他のいわゆるへんぴな地域を指しております。こういった条件不利地域における公共的施設、つまり道路ですとか、橋梁の整備・補修、公共交通の維持、除雪用機械の更新などについて計画に定め、財政上有利である辺地対策事業債、いわゆる辺地債を起債し、財源として活用することとなります。

辺地債については充当率が100%、交付税算入率が80%であり、最も有利な地方債の1つとされております。また、それぞれの計画書に辺地度点数という記載がございますけれども、要件といたしまして100点以上のスコアになる必要がございます。算定方法につきましては、地域の中心を含む5平方キロメートル以内の面積の中に50人以上の人口があり、駅や停留所といった公共施設までの距離や交通機関の運行状況等により算出いたします。全ての地域について100点以上のスコアとなっております。

それでは、それぞれの計画についてご説明いたします。

議案第15号の2ページ目を御覧ください。数河につきましては林道整備を計上しております。

続いて議案第16号、稲越辺地でございます。同様に2ページ目を御覧ください。生活道路でございます市道の舗装・補修、除雪機械やスクールバスの更新、最下段の飲用水供給施設、これは

旧簡易水道の統合化事業などを計画に盛り込んでおります。

続いて議案第17号、元田辺地です。2ページ目を御覧ください。市道の落石防護対策ですとか舗装・補修を盛り込んでおります。

続きまして議案第18号、こちら坂下辺地です。2ページ目を御覧ください。金額がちょっと大きいものは最上段の道路整備で市道杉原小豆沢線の道路改良を盛り込んでおります。その他は御覧のとおりでございます。

続いて議案第19号、北部辺地です。2ページ目を御覧ください。市道跡津川線の改良など道路整備が主な事業になります。

最後に議案第20号、こちらは山之村辺地です。2ページ目を御覧ください。市道・林道の舗装等や山之村診療所の施設改修などが盛り込まれております。

あくまでもこれは5年間の計画の策定ということでございまして、今、少し事業を紹介させていただきましたが、その全てにおいてこの5年間に必ず実施するというような性質のものではなくて、今後、必要性があるという事業を計上してございまして、それぞれの事業化につきましては、国県の補助事業ですとか、市の議会での予算審議を経て実行していくということになりますので、あらかじめご承知おきをお願いいたします。

簡単ですけれども説明は以上です。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（澤史朗）

今後、5年間の計画ということで、いろいろな状況を見ながらやられていくのだと思うんですけども、令和5年度に早速取りかかるようなものはあるのでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総合政策課長補佐兼政策企画係長（土田治昭）

早速、取りかかるものにつきましては、林道・市道の整備等については、もう早速使わせていただくものは幾つかございます。

□企画部長（森田雄一郎）

それでは、幾つかご紹介させていただきます。数河辺地ですと林道の整備で令和5年度、林道洞数河線の法面の改良工事ですとか。あと稲越辺地ですと、これは市道の絡みですけれども、市道河合スキー場線の舗装・補修工事ですとか。稲越ですと、公民館その他の集会所のところで、稲越健康管理センターのトイレの改修なんかも挙がっております。同じく、そこで飲料水の供給につきましては、桂上小規模水道、これは簡水の統合計画の計画策定の部分でございますけれども、そういった事業が盛り込まれております。あと、元田にいきまして道路、これも市道で、先ほど落石防護というふうに申し上げましたけども、市道上ヶ島線のところの工事も含まれております。あと、坂下辺地にまいりますと、これも市道杉原小豆沢線の橋梁の設計部分ですとか、あと林道のところで林道大谷線の法面の改良工事等々が含まれてございます。

北部辺地は市道ソノボ線の橋梁補修の設計の部分が含まれたりしますし、山之村辺地においては、市道東打保線の橋梁の補修工事なんかが含まれてございます。ちょっと幾つかかいつまんで



ご説明いたしましたけど以上です。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は議案番号を述べてから行ってください。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより一括採決をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認め6案件を原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第20号までの6案件は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

ここで職員入れ替えのため暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時19分 再開 午後2時20分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第21号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

●委員長（高原邦子）

次に、議案第21号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第21号についてご説明申し上げます。

要旨7ページを御覧ください。提案理由です。国民健康保険法施行令及び健康保険法施行令の

改正に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠でございますが、「令和5年度税制改革の大綱」において中間所得層や物価の影響に配慮し、国民健康保険税において所要の改正が行われ、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたこと、また、全世代型社会保障構築会議報告書において出産育児一時金の増額が明記されたことにより、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正内容は4点でございます。条例の概要のほうでございますが、まず（1）出産育児一時金の額の引き上げ。出産育児一時金につきましては全ての妊産婦、子育て世帯に対し、妊娠、出産、子育てを通して切れ目なく、必要な社会的支援を提供するため、全世代型社会保障構築会議において、現行の42万円から8万円引き上げ50万円とされたことを踏まえた改正でございます。改正後を御覧いただきますと出産育児一時金48万8,000円足す産科医療補償制度掛金1万2,000円、計50万円となるものでございます。（2）後期高齢者支援金限度額の引き上げでは、後期高齢者支援金の限度額について医療費が増大する中、被保険者の所得が十分に伸びない状況で賦課限度額を引き上げずに保険料の増で対応すると、高所得層の負担は変わらない反面、中間所得層の負担が重くなることから負担緩和につなげるため現行の20万円から2万円引き上げ、22万円とする改正です。（3）は軽減判定所得基準額の引き上げです。軽減判定所得基準額について世界的な資源価格の上昇、円安の進行などに伴う物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が相対的に縮小しないよう、令和5年度から世帯人数に乗じる額を5割軽減は現行の28万5,000円から5,000円引き上げ29万円とし、2割軽減は現行の52万円から1万5,000円引き上げ53万5,000円とする改正です。最後に（4）特例対象被保険者等にかかる届出書類の緩和でございます。特例対象被保険者等が国民健康保険料の軽減を受ける場合、これまでは雇用保険受給資格者証の添付が必要でありましたが、マイナンバーカードによる本人認証を活用することで、雇用保険受給資格通知の添付でも届け出ができるようになったことによる改正でございます。いわゆる手続きの簡素化が図られるものでございます。

市民への影響でございます。まず、（1）該当する者は有利となる改正でございます。対象見込み額、年6人と見込んでおります。（2）は、高所得層には不利となる改正でございます。対象見込み数といたしましては29世帯、80人が対象と見込んでおります。（3）は該当する者には有利となる改正でございます。対象見込み数は5割軽減世帯数で538世帯、888人。2割軽減世帯数では427世帯、751人が該当見込みでございます。それから（4）該当する者には有利である改正でございます。対象見込み数といたしましては、年に2人と見込んでおります。

施行日につきましては、令和5年4月1日です

。説明は以上です。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

ご異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第22号 飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について

●委員長 (高原邦子)

次に議案第22号、飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。説明を求めます。

□市民福祉部長 (藤井弘史)

では、続きまして議案第22号についてご説明申し上げます。要旨4ページを御覧ください。提案理由です。障がい児通所支援を行うための教室の設置形態及び事業内容を整理するための改正でございます。市独自の改正です。

条例の概要です。今回の改正内容は2点ございます。まず、1点目です。教室の設置形態の整理です。一体的な職員配置により効率的な運用を図ることを目的として、教室の設置形態を主たる事業所、飛騨市古川やまびこ教室及び従たる事業所、飛騨市神岡ことばの教室として整理するため、所要の改正を行うものでございます。

2点目は、飛騨市古川やまびこ教室の事業内容の整理です。飛騨市古川やまびこ教室では、令和元年5月1日から放課後等デイサービスの事業を開始し、作業療法士による身体の使い方や読み書きの課題に対する支援を行ってまいりました。令和5年度からは同療法士の学校訪問事業を開始し、学校という生活現場でのより効果的な支援を行うこと。また、未就学児を対象とする児童発達支援に注力していく体制とする予定であることから、当該条例から放課後等デイサービスの提供を規定する箇所を削るものでございます。

市民への影響でございます。1点目ですが、教室の設置形態整理に伴う利用者への影響はございません。2点目の飛騨市古川やまびこ教室の放課後等デイサービス利用児童は令和5年2月1日現在でございますが8名いらっしゃいます。令和5年3月末までに卒業または保育所等訪問支援へ移行可能であり、影響はございません。

施行日は令和5年4月1日の予定でございます。説明は以上です。

●委員長 (高原邦子)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員 (澤史朗)

今の説明で現状とほぼ変わらないという説明だったんですけども。主たる事業所が古川、従たる事業所が神岡ということなんですけど、ここで職員配置により効率的な運用を図るということで、例えば、現状では両方に職員が配置されていると思うんですけども。いわゆる必要に

応じて従たる事業所のほうへ行くというようなことなのか。主たる事業所、古川には常時いて、その主と従の関係というのがちょっといまいち分からないんですけども、説明いただければと思います。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

今回の主たる従たる、いわゆる従たるというのはサテライト事業所というような言い方もされるものなのですが、今は指定事業所が2つあるという状態になっていますけども、これが1つになって、1つの事業所の中に出張所があるというような形になります。

そうしますと、今まで職員は2つの事業所ですので、それぞれの事業所に人員配置基準があつて、それぞれ割り当てているんですけども、サテライトになったとしても、その人員基準上の大きなところは変わりません。

ただ、1つできますのは、1つの事業所になりますので、職員が神岡のことばの教室へ行ったり、やまびこ教室へ行ったりということを一元的に管理ができますので、例えば、職員の誰か長期休暇になった、新型コロナウイルス感染症に感染して来られなくなったと言っても、すぐ応援が出せるような体制がございませう。

あと、サテライト事業所のほうには、サービス管理責任者という、ちょっと責任のある職種があるんですけども。サービス管理責任者は直接児童の支援、保育園児の支援に入れたいというのがあるんですけども、サテライトにしますと、サテライト事業所では直接支援をすることもできるというのがあるんで、よりとにかく人の回しが柔軟にできるようになるということがございませう。

このようところが、サテライト化による職員の管理の仕方で変わってくるところと、事業所の数というところで、1つ事業所が減るというところで形が変わるといふ部分でございませう。

○委員（澤史朗）

大体分かったような気がするんですけども。

最後の説明でもありましたけれども、古川のやまびこ教室で3月末までには今の利用者が卒業されるということで、後の利用者が、今のところは実際に新年度が始まってみないと分からない部分はあろうかと思うんですけども。そういった利用者減ということもあるのかなと思いつつながら、そして何しろ職員の方、配置される職員の人数がぎりぎりになってきたのかなというようなこともあるんですけども、今のお話だと一体化することによって相互での連携がしっかり取れて、足りないところへは補ってということで理解をさせてもらいましたけれども、今後、この利用者等が増えた場合に配置人員というか、それを増やす必要があるかと思うんですけども、そういったところへの対応というのは大丈夫でしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

そうですね、利用者については、実はやっぱり神岡で子供の数の減少もございまして、非常に少なくなっています。言ってみれば、結構手厚い体制と言っても過言ではないかなと思つていませう。増えるという見込みも当然あるわけなんですけど、いわゆる掘り起こしてサービスにつな

って、よりよい支援をしていくということなんですが、それにしましても今の現行の人員基準の中では十分対応が可能というふうに私たちのほうで見ておりました、むしろ今言いましたように、神岡のほうとかは特に縮小してまいりますので、効率的に運営できる体制もしっかりとっておいたほうが、今後やっぱり持続的なことを考えたときもよりよい形であろうということで、質を担保しながら効率化を図るというようなことで十分回っていけるというふうに判断しております。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか。

○委員（住田清美）

古川やまびこ教室の放課後等デイサービスが、利用者が卒業、あるいは保育所等訪問支援に移行ということで、影響はないと書いてありますけど、保育所に入っていない子たちで放課後等デイサービスの利用がほしいというか、そういう該当する子たちは難民にならないんですか。どこかのところでは、この子たちも指導を受けられるようにはなるのでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

保育所等訪問支援というサービス名ですけども、これは別に保育所等といいまして、小学生、高校生まで対象になっているサービスになっています。ですので、今まで児童発達支援として、児童としては学校の小学生を放課後等デイサービスでみていたわけですけど、廃止しましても今度は保育所等訪問支援で小学校のほうへ入っていくということが出来ます。

現に今回のやまびこ教室の放課後等デイサービスは、「HABILIS-HIDA」の支援員さんに来ていただいて、結構専門的に特化した作業療法士による支援をさせていただいていたわけですが、こちらのほう、やはり逆に今度は、「HABILIS-HIDA」がいなくなったときといいますか、もし仮に支援員がいなかったときに、どう持続できるかということ考えたときも含めまして、今、「HABILIS-HIDA」のほうで、また学校のほうの予算でも上がっておりますけども、学校作業療法士ということで、今度そちらにも力を入れてまいりますので、そちらのほうと、「HABILIS-HIDA」からの保育所等訪問支援による、小学校への支援に入っていくという2つの体制の中で通所以上の効果が期待できるというふうに判断をしておりました、今回のような形をとっております。

●委員長（高原邦子）

よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第23号 飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第23号、飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

続きまして、議案第23号についてご説明申し上げます。

要旨の4ページを御覧ください。まず提案理由でございますが、飛騨市老人福祉センター割石温泉の使用料見直しのための改正でございます。市独自の改正でございます。

概要につきましてです。まず、改正の趣旨でございますが、入浴料支払い時の硬貨枚数を減らすことで施設利用者の会計手続きの煩雑さを解消するとともに、施設職員の事務負担の軽減を図るため入浴料を改正するものでございます。改正の内容につきましては、（1）入浴料を10円単位から100円単位の設定に整理する、（2）小人6歳未満の者の入浴料を他の温浴施設の取扱いと合わせて無料とする。詳細の改正内容につきましては、前のページの3ページの新旧対照表を御覧ください。市民への影響につきましては、中人6歳以上12歳未満の者のみ40円の値上げとなりますが、岐阜県が発行するぎふっこカードを提示することで、県民は無料となるものでございます。

施行日は令和5年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

まず1点目ですが、12月の私の一般質問で割石温泉の入浴料を市内の方と市外の方で金額が同じということで、今後、調査して検討するという案件があったと思うんですが、今、この燃料高騰のときに値下げというのがどうも理解できないんですが。ただ単純に硬貨の扱いだけのように聞こえるんですが、どうなのでしょう。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

まず、今回の料金の改定につきましての背景でございますけども、まず令和3年度からですけど、割石温泉にスタッフ確保のために求人をしてなかなか確保が困難という背景がございまして、令和3年度より施設管理業務を細分化して、浴室の洗浄とかを外委託した。これがスタッフの労働の重たさをどれだけでも軽減するための第一弾でございます。

第二弾として来年度の施策といたしまして、まず営業時間を短縮したい。午後9時までの営業時間を午後8時に短縮して、どれだけでもスタッフの労力を軽減したい。今回の改正の料金の見直しによって100円単位にすることによりまして、釣銭業務の業務負担をどれだけでも軽減したいのと、やっぱりいきいき券を使って入られる方が多いものですから、いきいき券で入られるときに100円のチケットを2枚と高齢者の方だと240円の料金ですので、あと40円を払わなければいけない。またこれを硬貨にすると釣銭も発生するとか、そういったような業務負担をどれだけでも軽減したいという方策の1つが背景にございまして、今回、100円単位の料金体系にしたいといったところでございます。

○委員（上ヶ吹豊孝）

例えば、今、1日当たりの入浴者で、いきいき券というのは確か75歳以上でしたか、高齢者なんですけど。高齢者の方の人数と、例えば小銭を出し入れする、その手間というおよその人数で、そんなに手間がかかるものなのか。私、たまに行くんですけど、その業務が仕事なんですよ。そんなに忙しいほどお釣りの作業があるように思えないんですが、1日にどの程度の方が小銭の出し入れで大変なのか分かれれば教えてください。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

1日単位ということでは、数字を持ち合わせていないんですけども。令和3年度の実績で延べ人数で言いますと高齢者の利用数が大体2万6,296人で、そのうちいきいき券を利用した入館者数は6,383人。高齢者利用の割合としては大体25%~30%ぐらいなんです。

ただ、今、もちろんいきいき券の追加分等もございまして、いきいき券のそういった活用というのがやっぱり増えていきますので、今後ちょっとこのような状況が長く続くのではないかなというふうには思っております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

いきいき券は今後ずっと発行されるというふうには思っているんですけど、今、燃料が高騰しているときに、むしろ値上げして100円単位にするという考えはなかったのでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

一応、100円単位にするというところでございまして、値上げするという方向よりも、やっぱり利便性、いきいき券を使ってしまった高齢者の方とかの配慮ということで、今後、長く割石温泉を活用していただきたいという気持ちも込めまして、値上げというよりもやっぱり値下げというほうが市民の方に理解を得やすいといった判断で一応値下げの方向で100円単位にさせていただきました。

○委員（澤史朗）

今のお話を聞いていると、なかなか業務、いわゆる職員の数、求人してもなかなか集まらないということで、その方策の1つとして小銭、いわゆる10円玉のところを解消できないかということで、今回出てきたように思うんですけども。いろいろな理由があって、だから求人しても人が集まらないということになっているんだと思いますけれども。今、上ヶ吹議員もおっしゃったように温浴施設どこでも令和4年度はいろいろと燃料費の高騰で追加の予算を出してやってい

ますよね。これは御多分に漏れず、ここの割石温泉もそうだと思うんですけども。そういった中でこういったことが出てくる。

ただ、要旨の説明だけを見ていると本当に小銭の煩雑さだけでこうなってきたように見えてしまうのが、ちょっと残念なんですけれども。そこのところを解消するのであれば、利用者、今お聞きするといきいき券は約4分の1くらいなんですか。そして今は湯ったりフリーパスもありますのでそれで入られる方もいる。そうすると従業員というか、職員の方を募集して、それに代わるような券売機だとか、そういったものを。券売機であれば10円玉を補充するだけで、多分足りるだろうし、そういったようなことも考えられる。だから、ちょっとその辺、燃料費の高騰に関してのお考えをもう一度お聞かせ願いたいし、券売機みたいなものは考えられなかったのか。その辺はいかがでしょうか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

まず、券売機でございますけど、一応、券売機も来年度予算の要求の中に組み込ませていただいて、とりあえず料金の改定でまずやってみようというところで、これはちょっと財政課との協議の中で券売機というのは、今回、見送ったといった経緯もございます。

あと、改めてなんですけど、やっぱり割石温泉の今後も長く持続可能な割石温泉というところから見ますと、その料金体系、どれだけでも働く方の従業員さん、今は10人体制で、正職4人、あとはシルバー人材センターの方6人というような形で実施しているんですけども、それもなかなか正職の募集の方が来ないというような形で、シルバー人材センターの方で何とか補充して、そこでやろうというふうにやっているんですけど、シルバー人材センターさんも釣銭業務、お金の扱いがあるのでしょうということで、なかなか手を挙げてくださらないという実情もございます。そういった中の運営の実務負担ということを総合的に考えて、今回、100円単位にしてどれだけでも釣銭業務の負担を削ろうという判断でこういった改正に至っているといったところでございます。

○委員（澤史朗）

今後、長く継続するためには、やはり直営施設であっても、そこでかかる費用というのは、ある程度利用者負担をしていただく。直営施設だから足りないのであればどんどんどんどんそこへ補填をするという考えではなくて、逆じゃないでしょうか。継続させるためには、その端数を切るのではなくて、それを上げて、それを理解していただいて、いろいろな経費がかかりますので。そして、そのシルバー人材センターの話が出ましたけれども、それが仕事ですよ。ボランティアでやってもらっているわけではないので、そこのところはしっかりと説明をしていただかないと、やはり本当にそこの一部の手間だけというように聞こえてしまうので少し残念ですが。その辺の考え方をもう一度分かるような説明いただければと思います。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

一応、割石温泉自体の施設が、やっぱり老人福祉法に基づいた施設というところがあります。ほかの温浴施設と違いまして、老人福祉センターは無料または低額な料金で老人に関する各種の相談に応じるとともに老人に対して健康の増進、教養の向上とかの便宜を図る施設というところの位置づけである施設でございますので、ちょっとそこら辺はほかの温浴施設と差別化して料金設定したいという趣旨がございます。



## □市民福祉部長（藤井弘史）

すみません。ちょっと補足させていただきます。やっぱり人の問題というのはすごく厳しい状況になってきています。特に神岡。今ほど説明しましたが、直営もそうですし、シルバー人材センターのほうからの職員さんも、なかなか手を挙げていただけない。やっていただけないという実情がございまして、本当にこのままいくと時間をもっと縮めなければいけないとか、例えば、毎日は営業できないとか、そのような状況に陥ることも最悪考えられます。1つはこれを従業員さんとも話し合っ、こういった取り組みで少しでも労力負担をしてということで今回提案をさせていただいたところでございます。あと、費用の関係ですけども、この料金改定に伴う部分で年間をとおして約90万円の減額になります。

今度、先ほどご説明いたしました営業時間を1時間前倒しで午後9時から午後9時にすると1時間のところの人件費の節減というか浮く分で約80万円ございまして、10万円の差がございまして、大体トントンという形で、とりあえず1つの案として、これやってみようかということに至った次第でございます。

## ●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

## ○委員（住田清美）

今、採算ベースで90万円の減額ということですけど、これはそもそも人手不足が原因ならば、券売機を入れるべきではないかと思うんです。券売機はこの90万円と相殺できるくらいではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

## □地域包括ケア課高齢支援係長（竹林久緒）

券売機の見積り、80万円程度で予算を計上しております。けれど、今回は見送りということになっております。

## ●委員長（高原邦子）

見送りになったんですけど、今、住田議員はどうですかと言っているの、見送りでやらないということですか。

## □地域包括ケア課長（佐藤博文）

一応、券売機の購入費用については、予算の計上では85万円ほどで購入できるというところでございますけども、財政課査定の中で、こういった人員のやりくりの中で、この設備投入は来年度はちょっと見送って、今回、金額の100円単位というような形の中で何とかやってみようというところございまして、今回、その査定の中でこの券売機購入は見送られたというところがございまして。

## ○委員（井端浩二）

券売機をまず投入して入れてから様子を見てから、再度考えればいいことではないかなと思いますけど。今下げて、また上げるわけにはいかないの、その辺をちょっと先に券売機で様子を見るという方向で考えたらどうかなと思います、それについてどうですか。

## ●委員長（高原邦子）

査定で通らなかったということなんです、いろいろな意見があると思うんですが、どうでしょうか。答弁できますか。

## □地域包括ケア課高齢支援係長（竹林久緒）

券売機が査定のほうで落とされたということなんですけども、今、割石温泉に来ていただいているシルバーのスタッフの方にお話を聞いたところ、やはり券売機というのは扱いがちょっと難しいということで、そういうような意見もいただいておりますので、今回、現金の整理ということにさせていただきたいと思います。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

券売機の取り扱いはお客さんがやるので、いきいき券が100円単位で、足らず前の例えば50円というものをつくって、50円の券売を出すだけなので、何も取り扱いが難しいなんていう、なんかよく分からないんですけど、何が難しいんですか。

## □地域包括ケア課高齢支援係長（竹林久緒）

機械で金額の設定を最初にするとか、1日の出し入れ。機械を操作することがちょっと難しいのではないかというような意見をいただいたところです。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

例えば、券売機を入れて、50円、80円、100円と設定するのは、恐らく業者さんが購入するときに、30円の窓、50円の窓、100円の窓と作ってくれば、変更するまではいらないと思うし、あとはお釣りの補給ですか。その程度なので、それができないとなると何もできないということですよ。その辺どうなんですか。

## ●委員長（高原邦子）

どうですか。ちょっと待ってください。今、どうですかということで。

## □市民福祉部長（藤井弘史）

従業員の方、そこに勤めていらっしゃる方は直営、シルバー一緒なんですけども、お話をする中で、なかなか扱いづらいということで伺ったという話を聞いております。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

恐らく券売機という機械というふうになっているので。その働いている方が何も分からないからそう言われたと思うんですけど、例えば、その券売機のこういった扱いですと説明すれば、今の方がそんなに券売機でそんな困難という発言はないと思うので、扱いは説明されたんですか。こういった取り扱いがありますけど、できますかということをお願いいたします。

## ●委員長（高原邦子）

どうでしょうか。その辺、答えられる範囲でどうぞ。

## □地域包括ケア課高齢支援係長（竹林久緒）

そうですね、機械の操作とかを一通り説明した中で不安だという意見をいただいたところです。

## ○委員（井端浩二）

今、券売機の取扱いが難しいということですが、当然、担当者が覚えることも大事ですけど、神岡振興事務所のほうが、朝行ってとか、開店時間に行って、要は両替のお金を入れるとか、ある程度、神岡振興事務所の職員が多少助けるということも考えられると思うんですが、それについてどうですか。

## ●委員長（高原邦子）

どうでしょうか。答弁いただけますか。

## □市民福祉部長（藤井弘史）

振興事務所の職員も人数が少ない中で、いろいろな今業務を、例えば、今ですと確定申告とかもやっておりますし、ワクチンのときですと予約の代行とかもやっております、ちょっと振興事務所の職員に、またさらに離れた割石温泉へ行ってやってくれ、毎日やってくれというのは、ちょっとそこまでは、やっぱり施設の職員がやるべきかなということを思っております。

## ○委員（澤史朗）

今の説明を聞いていると、従業員の手間を省くために値下げをするというふうにししか聞こえないんですよ。利用者から40円を出すのが煩雑だとか、いちいちそこでお釣りをもらわなければいけないとか、そういう声大きいとかだったら、少しは飲み込める。

だけど、今の聞く限りあくまでもその従業員の側の煩雑さを解消するために、そこを切り下げようということにししか聞こえない。そもそも240円という金額なんですけれども。これはいつどういうふうにして決まったのか。ちょっと私、調べていないので申し訳ないんですけれども、この金額設定がどういうふうないきさつでこうなってきたのかということをしかりと考えてやっていただきたいんですけど、もその辺はいかがでしょうか。

## ●委員長（高原邦子）

どうですか。240円と決めたその辺の。資料を見てきたりするのになんかちょっと時間がかかりますか。どうでしょうか。かかりますか。

## □市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

ちょっと240円の経緯については、なかなかそこまで私たちも正直把握はしておりません。

ただ、現場で実際に起こっておりますといいますか、本当に切実なのは、働く人を確保できない。来ていただいた方に動いていただこうと思っても、本当に動ける職員を見つけることができないといったような、かなり切実な逼迫感というのを、正直、昨年まで運営している中でも思っております。

これ本当は当然ながら市民サービスでございますので、当然、今、議員さん方おっしゃられるとおりでと思うんですが、それにも増して人を集めることの難しさ。また、高齢の方がシルバー人材センター等で来ていただいても、なかなか皆さんに機能していただくような仕事環境がないというところの中で、より敬遠をされている。そういったことがあって、本当にこのまま館自体が営業を続けられるのかどうかというような、危機感というのを持ったことは確かでございます。そういった経緯の中から結果的には従業員の話を十分聞くというようなところに偏っていくところもあるんですけども、背景としてはそういったことがあるということもございます。

また、これを機に運営施設というもののあり方そのものも振り返っていく中で、先ほど佐藤課長も申しましたが老人福祉センターということで、やはりここは元来、高齢者の方が生き生きと過ごせる場所の1つであると。コロナ禍においても神岡の場合は、風呂の事情が特に、自宅にお風呂がない家庭がたくさんいらっやっやっ、コロナ禍でも唯一休館することなく、続けていた入浴施設でもございます。こういった特殊な要因というものが様々ございまして、それでやっぱりこれは市民のための施設、特に今、介護予防でいろいろなところへ出かけるということが高齢者の元気づくり特に必要だという認識に立っている中で、この施設を高齢者の生きがいを持って集まれる場という機能をもう1回見直すべきではないかというようなのも十分これまで議論し

てまいったというようなところもございます。

といったところで、すみません、直接の答えにはなっていないんですが。一応、背景としまして捉えています中には、ちょっとこういったこともあって、そのバランスをいかに取るかというところ、こういったところがあるということだけはお伝えをしておきたいと思います。

○4番（上ヶ吹豊孝）

確認させてください。今、シルバー人材センターからの割石温泉で働く方がなかなか入らないということで、この硬貨の扱いが一番仕事としてネックで入らないという理解ですか。これをやっても確保できないということもあるのではないかと思うんですが、来ないのは小銭を扱うということが一番大きいデメリットというふうに考えていいですか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

この硬貨が最も原因だというふうには当然言い切れない。普通に募集してもやっぱり割石温泉は距離的なところもございますし、なかなか通勤も、早番ですと午前8時過ぎ頃から入らなければいけないというような形で、そういった要因もございますので、総合的になかなか割石温泉に勤務していただけないというところもございますけど、その1つの要因として釣銭業務というところもありますので、どれだけでも割石温泉で勤務していただけるよう緩和するといったところでございます。

○委員（澤史朗）

最初に上ヶ吹委員がおっしゃっていましたが、上ヶ吹議員が12月の一般質問で入湯税のことをお話になりました。そのとき、割石温泉についてはここは老人福祉センター施設ですから、当然、入湯税は課されていないと。ただし、市民以外の方も利用するというところで、その答弁の中で少し調査をしますというお話を聞いたように思います。

それで、今、調査中なのでしょうか。そういったところで、そちらの答弁は総務部だったと思うんですけども、その調査結果を踏まえて、この割石温泉の入浴料料金をどうするのかということを総合的に考えるべきではないかと思います。単純な理由ではなくて、そうした場合に、今は市民福祉部ですけども、総務部のほうと横の連携というのは取っていらっしゃいますか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今ずっと調査中という形でございまして、とりあえず、今ほどの人手不足、そこを何とかやっばりまずは解消してかなければいけないというところから、今回こういった形での人手不足というところを料金の話とは切り分けて、入湯税の話とは切り分けて、今回提案をさせていただいたというところでございます。

○委員（澤史朗）

人手不足の解消策の1つにはなるかもしれませんが、これは絶対的ではないですよ。いろいろな要素があるんだと思います。

それで、今ほども言ったように、実際に総務部のほうで調査をかけている。今の3月いっぱいなのか、それとももう少し春先までかかるのか、これは分からないですけども。その段階で、やはり人手不足も、この料金、いわゆる小銭のことだけではなくて、ほかを改善することだとか、そういったことも出てくるかもしれないし。そういったことを総合的に考えて、やはりこうせざるを得ないという状況に、今のその調査結果を踏まえてというのが一番望ましいのではないかと。

調査をしていることは御存じだということなんですけれども、その経過もまだ分からないし、またそこで市外の方には、この料金にしましよとかとなった場合に、またこれは条例改正ですよ。そういったことも総合的に判断をされるということでは、その辺のお考えはいかがでしょうか。

△市長（都竹淳也）

ずっとじっと聞かせていただいたんですが、料金の値上げの話と人手の話は別に切り分けて、今議論がごっちゃになっていますので。料金の話は全然別です。人手不足の話とこれは切り離して考えるべきです。特に入湯税の話と合わせて考えることはできないと思います。それはほかとのバランスとか、入湯税というものをどう捉えるのか、そういう問題ですから、これはこの場で議論すべきことではないというのをはっきり思います。

それで、今の切り下げるのか、切り上げるのかという話は、確かに燃料高騰の話がありますが、燃料高騰はかねてから申し上げておおり、先行きの見通しははっきり立たないということは申し上げていて、これに合わせて値上げするというのであればいいんですけれども。そこは今後また200円にしたものを300円にする。恒常的にですよ。もうずっと高止まりするというのであれば、それはまた考えていくべきことであるということです。したがって、まずその幾らが適切かという話は別に置いておいて、人手不足に対応するためにちょっとでも最後の手段として、最後の手段というのは、つまり先ほど説明があったように、これは今始まった話ではなくて、実は今まで何度も存亡の危機があって、もう来月から人がいなくて閉館かもしれないという事態が何度も起こっているんです。いちいちご報告していないんですけど、何度も起こっているんです。もう1人に頼みに頼んで来ていただいて、何とかその月やりくりするとかそういう状態なんです。

それで、私、現場の声として、先ほど小銭の扱いくらい誰でもできるだろうと。それができないというくらいの状況なんです。そこはやっぱり理解していただく必要があると思います。多分、皆さんがここの立場になっても同じこと考えられると思うんです。そのくらいの状況ですから。その上で、まずとにかくできることは何でもやらないと人が集まらない。さもないとあとは閉めるしかない。こういうことですので、人手不足が占める一番の要因に、ここが原因となっているので、まずその解消策をとにかく講じると。

それで、先ほどの券売機の話も確かにありまして、券売機のほうがいいのではないかという議論も実際にしました。そちらのほうの問題ないのではないのと。ただ、やっぱり現場で、それでも問題があるということなら、もうそこは認めざるを得ないという状況だということなんです。

ですので、まずそこはそこで、とにかくあらゆる手を尽くして、少しでも負担を下げるということをやっておくというのが今回です。

その上で今後の物価の状況を見て、あるいは燃料の状況を見て、これを値上げするのかどうかということはまた別途考えなければいけないというふうに思いますので、それは恐らく今、入湯税に関して、ここをどういう位置づけにするのかということをも多分議論し直さないといけないと思うんですね。老人福祉センターであるのかどうか、純粋な入浴施設にすべきではないかという考えもこれもあるかもしれません。それから、老人福祉センターなら一般以下の金額は大幅に値上げをして、老人はむしろ無料にするという考え方もあるかもしれない。やっぱりそこは簡単に

決められることではありませんし、少なくとも基礎調査として入湯税に絡めた形で高齢者のニーズがどのくらいなのかというデータを取っていますから、それをこの場で拙速にやる必要はないというふうに思いますので、まずは人員を確保するためにできることやっておいて、それでもなければ、今度は料金の話以前に、もうここの存続が難しいということになりますので、存続をどうするのかということを考えなければいけないということで、そこは手順を踏んで順番にやってくことになるかと思いますが。

ただ、今年度、今、調査しているものを数年後まで引っ張るということはちょっと考えにくいので、令和5年度中において、ここの在り方といいますか、施設の持続可能性をどう評価するのかということは、検討し直さないといけない課題だと思っていますから、令和5年度においてよく議論をしたいと思いますし、それがまた最終結果として、この料金をどうするのかということにも関係してくると思いますから、そこについては、令和5年度中の議論を踏まえて、またご相談をさせていただきたいと思います。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（住田清美）

料金のことと人手不足はちょっと話しておっしゃったんですが、料金のことだけなんです。大概のところは料金が下がっていて、この6歳～12歳までのところだけが値上がりをしている。ぎふっこカードを提示すれば、ほとんどタダだからいいじゃないかということなんです。でも見た目に、これだけ今、子育て支援が叫ばれている中で、どうしてここだけが上がってしまったのかな、それなら100円にしまえばいいのではないのかなと思ったりもするのですが、この辺、単なる四捨五入で決められたのかなというその辺だけお願いします。

それとぎふっこカードを提示していなければ、この値上がりした分を払っていかねばならないということになりますので、その辺の考え方をお願いします。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

この住人の方の料金200円というのは、こちらもちょうといろいろ判断に迷ったのでございませうけども、ほかの温浴施設につきましては、住人の方の最低の料金が200円だったんです。そこに足並みをそろえたというのが実情のところでございます。

ぎふっこカードですけれども、大体利用者さんの中の92%ほどがぎふっこカードを提示されて、そこで入っていらっしゃるという実情もございませうので、ほぼ大体の方が無料で入っていただけているといったような実情でございます。

●委員長（高原邦子）

ちょっと質問です。普通の銭湯とはまた違うとは思いますが、この間、県のほうが上限500円上げたりというのが出ていました。**中人は20円上がって180円**というふうで、これは公衆の銭湯なんですけれど。それと比較すると、佐藤課長が言われたこととちょっとまた違うのかなと思ったりするんですけど。その辺は大丈夫ですか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

先ほどの200円の料金はあくまでも市内の温浴施設の中人の料金ということでございませうので、ご理解をお願いします。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

あと1点だけ、今、割石温泉は確かに神岡町からちょっと離れていて、冬場の通勤も大変だと思うのでそういったところもあるのかなと思うんですが、集まらない要因に通勤するのも遠い作業も夜に風呂掃除するのも辛いということで、時給を上げたらもう少し集まるという意見はなかったのでしょうか。

## □地域包括ケア課高齢支援係長（竹林久緒）

会計年度任用職員の時給のほうも決まっておりますし、シルバー人材派遣センターのほうの提示額は決まっていますので、引き上げということは検討していません。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

意見はなかったかということですか。働いている方の意見とかそういったことはなかったかということですか。

## □地域包括ケア課高齢支援係長（竹林久緒）

働いている方からの、時給を上げてほしいとかそういった意見はございませんでした。

## ●委員長（高原邦子）

どうでしょうか。よろしいですか。

## □市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

実は働き手がいないということもあって、派遣会社、こういったところ高山市にも当たらせていただいて、最終的には自分たちで見つけた人を派遣会社を通して何とか派遣してくだらないかと。派遣会社にも相談をするんですが、神岡割石温泉で働ける人はうちのほうでもよう見つけられないというようなお話を伺って、自分たちが見つけてくるので、それを市の職員で雇ってしまうと、先ほど委員もおっしゃったように時給がどうしても低いものですから、なかなか労働条件に見合わない。それで、そういったこともいろいろ講じてある派遣会社さんとは結構やり取りをしたというような経緯もございます。

ただ、いないという中で、かつ今度は仮にそのパターンで入ってきた人がいたとすると、また難しいんですが、今度は現場の従業員さんたちが、市の職員シルバー人材派遣の職員の中だけでもいろいろと待遇面で衝突することがありまして、そこにさらにもう1個要因が入ると、中には憤慨されて辞めるのではないかという方がいるというようなことも現場から率直に伺って本当にこの事の難しさというのを痛感していたというようなところもございます。

## ●委員長（高原邦子）

どうでしょうか。ほかには、質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

△市長（都竹淳也）

今の議案ですが、ご議論も踏まえて先ほど少し申し上げましたけども、来年度、利用状況の調査を踏まえて、それから人の確保の状況は今申し上げたとおりなんですけど、どういう料金体系であるべきかということと、入湯税の適用の可否については、改めて整理をして議会にご報告、全員協議会なりという形になると思いますが、報告し、必要に応じてまた議案等を上程させていただくということになろうと思いますので、そのようなことを最後に付け加えさせていただきますので、よろしくお願いします。

●委員長（高原邦子）

ということは、また、こういった問題のことを出していらっしゃるというふうで、今回これは通りましたけれど、また改めてまた違う形で出してくるというふうに捉えてよろしいですか。

△市長（都竹淳也）

今、調査の状況もありますので、それを踏まえて何らかの形で、また方針についてご報告を申し上げたいと思います。

◆議案第24号 指定管理者の指定について（飛騨市釜崎屋内ゲートボール場）

●委員長（高原邦子）

次に議案第24号、指定管理者の指定について（飛騨市釜崎屋内ゲートボール場）を議題といたします。

説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第24号についてご説明申し上げます。

指定管理者の指定でございます。1、施設の名称、飛騨市釜崎屋内ゲートボール場。2、指定管理者となる団体の名称、飛騨市神岡町、飛騨市ゲートボール協会神岡支部、支部長、道上勝平。3、指定の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

別紙資料にて説明を加えさせていただきます。資料のほうを御覧ください。1ページ目です。今回は更新でございます。募集の方法は非公募。指定管理料は令和5年度、34万円。5年間ですから期間中の総額が170万円となります。

次ページをお願いいたします。指定管理者候補者の選定結果でございます。3、選定の経過、令和4年度第4回選定委員会、令和5年1月25日水曜日に下記5名の委員によりまして、資格等、基準、提案内容に係る書類審査を行い、申請者を選定いたしました。

3ページをお願いいたします。3ページからは今回の飛騨市釜崎屋内ゲートボール場の指定管理者選定申請書でございます。

5ページをお願いいたします。内容審査に係る提案書について主なものをご説明いたします。2の①c、施設の利用を促進させる方策でございますが、地元住民、各種団体等に活動内容や大



会等の情報を提供し利用促進に努める。それから②のe、その他、利用者へのサービス提供への配慮でございますが、常に利用環境を点検、整備し利用者の利便性の確保に努める。一番下④のaでございますが、利用者からのヒアリング等により意見聴取し取り入れる。

次ページをお願いいたします。上段3の業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していることにつきましては、次ページにて組織及び配置人員と確認をしております。

4の①指定管理料の関係でございます。各年度、34万円、5年間で170万円の提案となっております。こちらからの上限幅は上限いっぱいでございます。

それから一番下の5個別項目でございます。①のa、高齢者の目線で施設の定期的な点検を行う。②のa、高齢者の体力、認知能力に合わせた指導を行うということで提案をいただいております。

8ページをお願いいたします。8ページにつきましては、5年間の収支計画書の総括でございます。

最後の9ページにつきましては、飛騨市ゲートボール協会神岡支部の概要でございます。

簡単ですが、説明は以上で終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって議案第24号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

ここで職員入れ替えのため暫時休憩といたします。再開を午後3時30分といたします。

（ 休憩 午後3時26分 再開 午後3時30分 ）

## ◆再開

## ●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第25号 飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例について  
から

議案第27号 財産の無償貸付について（飛騨市東町コミュニティーセンター敷地）

## ●委員長（高原邦子）

議案第25号、飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例についてから議案第27号、財産の無償貸付について（飛騨市東町コミュニティーセンター敷地）までの3案件を会議規則第96条の規定により一括して議題といたします。

説明を求めます。

## □教育委員会事務局長（野村賢一）

議案第25号、飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例について及び議案第26号、財産の無償譲渡について。議案第27号、財産の無償貸付についての3案件は、いずれも神岡町公民館の裏に所在します東町コミュニティーセンターの無償譲渡に関する案件ですので、一括してご説明いたします。

議案第25号の4ページの要旨を御覧ください。飛騨市東町コミュニティーセンターは、地域住民の交流の場として旧神岡保育園を改修し、1階に子育て支援センター、2階にコミュニティーセンター、正確には1階の一部も含まれますが、その機能を有する施設として平成24年4月から供用を開始いたしました。供用開始後10年を経過したことから、地域活動の活性化を図ることを目的として、コミュニティーセンター部分を地元地縁団体へ無償譲渡するためコミュニティー施設条例上の位置づけを廃止するものです。

続いて、議案第26号を御覧ください。財産の無償譲渡についてですが、譲渡の相手方は神岡町の東町区で、現在、認可地縁団体の登記手続中です。

続いて、議案第27号を御覧ください。財産の無償貸付についてですが、土地を無償で貸し付けを行うものです。もう少し詳しく説明をいたします。この建物ですけども、昭和49年～平成20年までの34年間、神岡保育園として利用され、閉園後は1階部分が子育て支援センターとして現在まで利用されています。構造は鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積1,043.89平方メートルで、築49年になります。平成23年には国の補助事業により、2階部分をコミュニティーセンターとして利用するための改修工事が行われました。そして、平成25年2月に市と東町区の間で10年経過後に東町地区へ無償譲渡する旨の覚書が取り交わされ、同年4月からは東町区を指定管理者として管理運営がなされています。

無償譲渡の理由ですけども、合併前の旧神岡町時代に公共下水道の終末処理場を東地区内に建設する条件として、公民館の建設を提示されていたということでございます。今後ですが、コミュニティーセンターの維持管理費は、地元区で負担。屋根や外構などの共用部分は面積案分という形で負担することになります。割合は市が52.4%、東町区が47.6%です。なお、後年発生する取壊し費用についても基本的に市と東町区で面積案分により負担することが覚書に定められて

おります。

以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

何点かお願いします。今は1階が子育て支援センターで市の建物で、2階が今は公民館として、公民館の部分だけを東町区に譲渡されるということですが、火災保険とかそういったものは、どういった形になるのでしょうか。

□生涯学習課長（古田善尚）

基本的には民間の火災保険のほうへ入っていただくよう現在、交渉している最中です。

○委員（上ヶ吹豊孝）

聞くとところによると、結局、1階の部分と2階の部分で、今、区と市に分かれると思うんですが、その建物全体の保険加入ができないということを聞いたんですが、上と下を分けることは可能ということでしょうか。

□生涯学習課長（古田善尚）

その辺につきましては、現在、飛騨市の入っている保険と確認中でございます。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか。いいですか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。

次ですが、今、施設には大きい駐車場がありますが、除雪は市で除雪されているんですが、今後も除雪は市でやっていただけるということでしょうか。

□生涯学習課長（古田善尚）

基本的には現状維持で行ってまいりたいと思います。

○委員（上ヶ吹豊孝）

今、非常階段が駐車場に向かってあるんですが、結局、今は2階からの非常階段なんですけども、今後、例えば譲渡した場合、非常階段のメンテナンスはどちらが行うという考えですか。

□生涯学習課長（古田善尚）

基本的には2階を使われる団体のほうがメンテナンスをしていくものと考えております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

ということは、今は外からしか見なかったんですけども、譲渡される場合、例えば、壊れている部分とか不具合がある部分は、修繕して渡されるという考えでよろしいのでしょうか。

□生涯学習課長（古田善尚）

一部ですけども修繕して引き渡すことで、今現在、工事中でございます。

○委員（上ヶ吹豊孝）

同じようなことですが、今は外ですけど、中も経年劣化でかなり壁とかが浮いたりしているということですが、その部分もある程度修繕されて譲渡という考えでよろしいのでしょうか。

## □生涯学習課長（古田善尚）

基本的には、この3月で譲渡しますので、それ以降の修繕につきましては双方で話し合いの上、基本的には大規模修繕になるかと思っておりますので、面積按分で費用を負担していくことになると思っております。

## ●委員長（高原邦子）

ほかにごございませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は議案番号を述べて行ってください。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。採決は個々に行います。

最初に、議案第25号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第26号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって議案第26号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第27号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

## ◆議案第28号 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

## ●委員長（高原邦子）

次に議案第28号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

## □教育委員会事務局長（野村賢一）

それでは、議案第28号について説明いたします。

5ページの要旨を御覧ください。この条例改正には改正点が2点ございます。1つは、コロナ禍で低迷するコミュニティー活動を促進するため、令和5年度の1年間、市民の使用に限り公民館使用料を無料とするものです。附則により施行いたします。対象となるのは4町の公民館及び分館、それと総合会館の保健センター部分です。もう1つの改正点は先ほどの東町コミュニティーセンターの廃止により、使用料徴収条例から当該施設を削除するという内容の改正です。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（住田清美）

公民館をはじめ7施設を令和5年に限り無料にするということですが、大体、影響額というのはどれくらいの額が出てきますか。コロナ禍前と、分かれば教えてください。

□生涯学習課長（古田善尚）

令和3年度の実績でございますけども、3公民館の管理人を含めて支出は4,080万円。一方で利用料収入につきましては169万円ということで、維持管理費、経費のうち収入に占める割合としては約4.1%でございます。

○委員（井端浩二）

令和5年度1年間だけということですが、今は新型コロナウイルス感染症が大分収まりつつありますので、どんどん人の利用も増えてくるのではないかと考えられますが、どうして令和5年度だけを無料にしたのか。

そして令和6年度からはまた有料にするということになると思うんですが、その辺を市民がどう考えているかということもあるんですけど、その辺についてよろしくお願いします。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□生涯学習課長（古田善尚）

最後の要旨の資料にございますように、令和元年度ですと6万7,000人の利用がございました。それが令和2年度ですと3万2,000人。令和3年度ですと4万5,000人ということで、なかなかコミュニティー活動と言いますか、サークル活動が中心なんですけども、元に戻っていないというのが現状でございますので、サークル活動をできるだけ復活させるがための契機として今回実施するものでございまして、今後、令和6年度以降につきましては、その推移とか、それから利用者のアンケートを取りながら令和6年度以降につきましては方針を決定していきたいと考えております。

○委員（井端浩二）

今の答弁ですと、令和6年度はアンケートを取ったりするということは、アンケートを取れば必ず無料がいいということになると思うんですが、令和6年度も割引なり無料を考えられるということでもいいですか。

□生涯学習課長（古田善尚）

その辺につきましては、利用者の推移も見ながら、当然アンケートもそうですけども、推移を見ながら両方で判断していきたいというふうに考えております。

## ●委員長（高原邦子）

よろしいですか。ほかにありませんか。

## ○委員（澤史朗）

今いただいている資料、利用者の実績ですけれども、もし分かれば令和4年度の12月くらいまで。というのは、令和3年度と大体同じような数で来ているのか、どうなのか。分かりましたら教えていただけますでしょうか。

## □生涯学習課長（古田善尚）

恐れ入りますが、ちょっとこちらのほうで集計はしておりませんので、現在、分かりません。

## ○委員（澤史朗）

確かに令和2年というのは、新型コロナウイルス感染症が始まって、皆さんがそういった集まりはしないというふうになってきて、令和3年は少しタイミングによって利用者が出てきたというような感じから、令和4年もそうなのかなというふうに感じてはいますがけれども。これは実際に新型コロナウイルス感染症の影響は大きいかと思うんですけれども、実際にサークルだとか、メンバーの高齢化によってサークル活動自体が縮小してきたというか、そういったことというのはどのように判断されていますでしょうか。

## □生涯学習課長（古田善尚）

確かに高齢者が使用しなくなったということはあるかと思いますが、コロナ禍になってから名前を聞かなくなった団体も幾つかあることは事実でございます。一方で、例えば合唱であるとか、音楽。要は声を出すような活動自体は現在ストップしていらっしゃるようですので、特にそういった団体が利活用していただければいいのかなということは、うちのほうでは思っております。

## ●委員長（高原邦子）

よろしいですか。ほかにはないでしょうか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

## ●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

## ◆議案第29号 飛騨市ギフチョウ保護条例を廃止する条例について

## ●委員長（高原邦子）

次に議案第29号、飛騨市ギフチョウ保護条例を廃止する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

議案第29号、飛騨市ギフチョウ保護条例を廃止する条例について説明いたします。

3ページの要旨を御覧ください。提案理由は他法令によってギフチョウの保護が担保されていることによる廃止です。

廃止の背景等ですが、合併前の旧河合村において、自然環境の保全及び観光事業の発展を目的としてギフチョウの捕獲または採取を制限する条例が制定され、合併後も河合町のみを保護区域として運用してまいりました。しかしながらギフチョウは、本市においても市内全域で広く生息が確認でき、岐阜県レッドデータブックの位置づけでも示されているとおり他の種と比較して絶滅の危機に瀕した種ではありません。また、天生湿原等の自然公園区域は、岐阜県自然公園条例、岐阜県文化財保護条例によって保護されており、河合町内の重要な地域における保全は担保されております。以上のように本条例の必要性が低くなっている状況であることから、今回、廃止を提案させていただくものです。

また、市民等への影響ですが近年の実績では民間の昆虫研究者による捕獲申請が年間数件ある程度で捕獲数は少なく、条例廃止による種の保護への影響は軽微であると思われまます。なお、本条例の提案に際しては、天生のパトロール員や関係者と意見交換を行い、天生の大切な自然を守る気持ちはこれからも同じであることを確認し、納得いただいております。

以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって議案第29号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決しました24案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、委員会報告の作成については、委員長に一任することに決し

ました。

◆閉会

●委員長（高原邦子）

以上をもちまして、第3回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後3時49分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 高原 邦子